

Q416. 労働審判手続の特徴として、どのような点が特に重要と考えていますか。

労働審判手続の特徴はどれも重要なものですが、私が特に注目しているのは、

- ① 迅速な解決が予定されていること
- ② 裁判官（労働審判官）1名と労働関係に関する専門的な知識経験を有する労働審判員2名により権利義務関係を踏まえた調停が試みられること
- ③ 調停がまとまらない場合には労働審判が行われ、労働審判に対して異議を申し立てた場合には、自動的に訴訟に移行すること

の3点です。

弁護士法人四谷麴町法律事務所

代表弁護士 藤田 進太郎